

平成 25 年 5 月 3 日

IOSCO による最終報告書「集団投資スキームの評価に係る原則」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「集団投資スキームの評価に係る原則」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、集団投資スキーム（Collective Investment Schemes、以下、「CIS」という。）の評価に係る規制及び業界慣行の質を、業界実務者及び規制当局の双方が評価する際の基準となる原則のリストを含んでいる。

本報告書は、IOSCO が 1999 年に策定した「CIS の評価に係る原則」を、その後生じた規制・業界・市場の発展を考慮して改訂するものである。10 年前には存在しなかったものを含め、多くの複雑かつ評価しにくい資産が、現在、CIS のポートフォリオに組み込まれている。このような資産の価値は、取引相場価格を用いて決定すること（いわゆるマーク・トゥ・マーケット方式）ができず、その代わりに、CIS は、マネジメントの判断を含む内部の評価方法（いわゆるマーク・トゥ・モデル方式）に依存することがある。評価が困難で主観を伴う場合には、規制上のリスクが増加するため、CIS の資産の適切な評価を確保するために策定された方針及び手続を識別するための指針となる一連の原則が求められている。

本報告書に含まれている今回改訂された原則は、2007 年に公表された「ヘッジファンドのポートフォリオの評価に関する原則」や、より最近の、投資運用業者について詳細に述べた他の関連する原則も考慮して策定されている。CIS の資産評価のための包括的な方針及び手続の実施は、投資運用を支える基本的な原則である。CIS が、即時に市場の価格を利用できない商品を含め、そのポートフォリオ中の全ての資産を適切に評価することは重要である。仮に、ポートフォリオ中の証券及び資産が誤って評価された場合には、投資家は、最終的に、CIS の持分の取得に対して不当に過剰に払い込むか、償還時に過少の支払いを受けることになるため、CIS の評価は、極めて重要である。また、他の投資家にも悪影響が及び得る。

本報告書は、CIS オペレーターが直面する利益相反を低減するための方針及び手続の制定及び適用における第三者による監視の重要性も強調している。CIS の評価に係る本原則の根底にある主目的は、全ての投資家が公平に取り扱われるべきということである。

概して、本原則は、一般的なアプローチの水準を反映するとともに、規制当局及び業界実務者のための実践的な指針となることを目指したものである。本原則は、CISの全体的な運営、特に、関連する法域における法的な又は規制上の枠組みの順守に対して責任を有する主体に向けられたものであるが、責任主体に直接適用される基準を提供するものではない。本原則を実施する際には、各地域の法的枠組みを考慮して導入されなければならない。